

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法を定めることについて

下記のとおり、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法を定めることについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

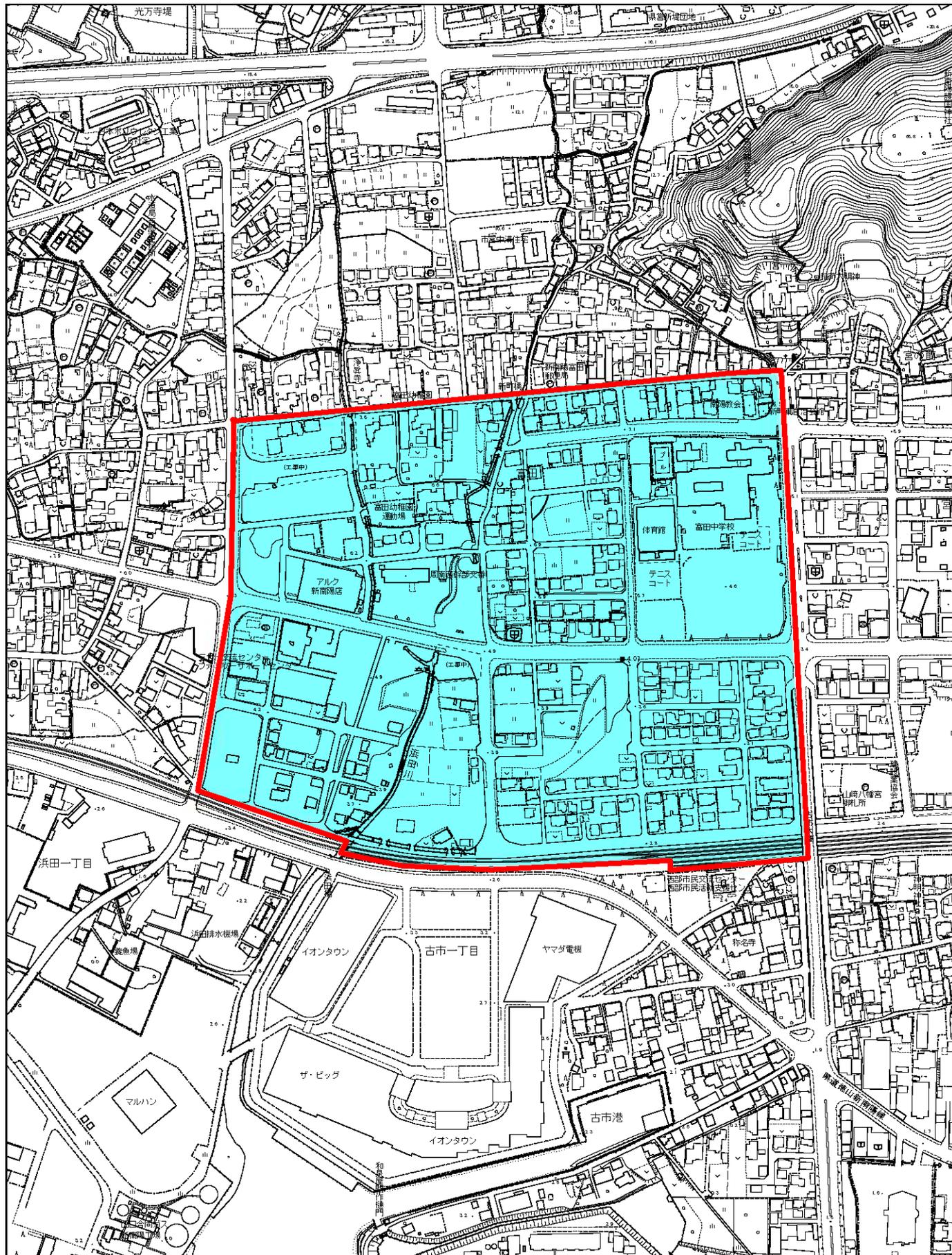
平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 住居表示を実施する区域  
別図のとおり
- 2 住居表示の方法  
街区方式

別図：住居表示を実施する区域



(参 考)

1 実施区域

周南市大字富田の一部

2 実施区域の概要

(1) 面積 約0. 2 4 1 k m<sup>2</sup> (2 4. 1 ha)

(2) 世帯数 約3 3 0 世帯

(3) 人口 約8 5 0 人

(4) 事業所 約3 0 事業所